

## 小規模事業者持続化補助金 一般型 インボイス枠

8月号、9月号に引き続きインボイス制度関連の記事となります。今回は小規模事業者持続化補助金の特別枠のひとつであるインボイス枠についてご紹介します。

また、インボイス制度関連の他の補助金としてIT導入補助金の特別枠であるデジタル化基盤導入類型についても令和4年6月号にてご紹介しておりますので是非御覧ください。

### そもそも小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

一定の要件を満たす事業者の上記取組に必要な機械装置等費、広報費等の経費が補助対象となります。

以前より行われていましたが、第8回受付締切分から通常枠に加えてインボイス枠を含めた5つの特別枠が新設されています。

### インボイス枠とは

免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限額が引き上げられた枠となっています。

類型	通常枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3
補助上限	50万円	100万円

通常枠の補助上限額が50万円であるのに対し、インボイス枠では補助上限額が100万円と通常枠の2倍の額となっています。

### インボイス枠の申請要件

上記インボイス枠に申請するためには以下の要件を満たす必要があります。

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。

補助事業についての詳細は下記のホームページでご確認下さい。

【商工会の管轄地域の方】[https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

【商工会議所の管轄地域の方】<https://r3.jizokukahojokin.info/>

